

災害等情報（詳報）

鉤 種：石灰石	鉤山の所在地：滋賀県					
災害等の種類： 坑外・墜落	発生日時： 令和2年8月24日（月） 14時00分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 74歳、採鉤作業責任者、直轄、勤続年数47年7ヶ月、担当職経験年数4年2ヶ月 （重機作業経験年数42年7ヶ月）						
罹災程度：右大腿骨頸部骨折、右肘部挫創（休業日数25日）						
<p><b>【概況】</b></p> <p>罹災者は、8時00分から採掘場125mLベンチにおいて油圧ブレーカによる小割作業を行っていた。</p> <p>14時00分頃、油圧ブレーカ後部に油漏れを発見し、車体下部からのオイル漏れが確認しやすい様に、通常であれば上部旋回体と下部走行体を平行にするところ、上部旋回体を右に10度ほど旋回した状態で降車した（作動油ポンプが車体の右側後方部にあるため）。</p> <p>オイル漏れの確認後、エンジンルームの上部後方からオイル漏れを確認するため、再度乗車してキャビン左側の足場に乗りようと、右足を下部走行体のステップに、左足を履帯の上に載せ、右手で上部旋回体の手摺を、左手でキャビンドアの取手（ドアハンドル）を掴んで上ろうとしたところ、キャビンのドアが完全に閉まっていなかったため、ドアが開き、身体のバランスを崩し、足下の履帯（高さ1.3m）から地面に右足から墜落して罹災した。</p> <p>罹災後、罹災者自ら現場事務所に連絡し、他の作業責任者が迎えに行き、事務所に帰り帰宅した。帰宅後、会社の指示で、15時00分頃に救急車を要請し、病院に搬送され骨折が判明し、入院した。</p> <p>なお、罹災当時、罹災者はヘルメット及び安全靴を着用していた。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規程に定められた油圧ショベルの降車時の状態（降車時は上部旋回体と下部走行体を平行にする）で降車しなかった。（車体下部からのオイル漏れが確認しやすい様に、10度旋回した状態で降車した。）</li> <li>○油漏れをエンジンルームの上部後方から確認するため、通常の乗車とは異なる姿勢でドアの取手を掴んだ。（車両に対面し、正規の三点支持箇所を握っていなかった。）</li> <li>○乗車する際、キャビンのドアキャッチが掛かっているものと思い込み、その思い込みでドア取手を掴んだため、キャビンのドアが急に開いた。</li> <li>○キャビンのドアキャッチが掛かっていることを確認しなかった。</li> <li>○手元足元の確認を疎かにした。</li> <li>○油漏れのことに注意が向き、乗車に対する注意が緩慢になった。</li> </ul>						

**【対策】**

- 車両系鉱山機械及び自動車の乗降に対するリスクアセスメントを実施した。
- 乗降時の三点支持が確実にできるように、手摺とステップの位置を調査した。
- 当該機種以外の車両系鉱山機械及び自動車についても、手摺とステップの位置を調査した。
- 当該機種及び当該機種以外の車両系鉱山機械及び自動車に「足元ヨシ」「三点支持ヨシ」「ドア締めヨシ」のステッカーを張り、危険意識を向上するようにした。
- 保安規程に、降車時はキャビンのドアが全閉でキャッチが掛かった状態にすることを追加記載する。
- 乗降時の姿勢など、実機での保安教育を実施した。

**【参考情報等】**

- 鉱山労働者が車両系鉱山機械等に安全に乗降するためには、確実に三点支持することが重要です。非定常作業時においても危険意識をもって遵守しましょう。
- 鉱山保安法令における参考規定は以下のとおり。
  - < 鉱山保安法令 >
  - ・保安規程の遵守（鉱山保安法第21条）
  - ・鉱山労働者の義務（鉱山保安法第9条、鉱山保安法施行規則第27条）

**【お問い合わせ先】**

中部近畿産業保安監督部近畿支部 鉱山保安課 井上、藤田  
電話：06-6966-6062

# 罹災状況写真

ステップ  
(高さ50cm)



乗車時の状況 (推定)



墜落前の状況 (推定)



墜落後の状況 (推定)

注意喚起ステッカー取付状況

対策前



対策後

